| | | |
|---|---|---|
| 十七 | 別表十一（一の二） | 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書 |
| 十八 | 別表十二（十二） | 特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入に関する明細書 |
| 十九 | 別表十二（十三） | 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書 |
| 二十 | 別表十三（五） | 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書 |
| 二十一 | 別表十四（一） | 民事再生等評価換えによる資産の評価損益に関する明細書 |
| 二十二 | 別表十四（二） | 寄附金の損金算入に関する明細書 |
| 二十三 | 別表十四（二）付表一 | 公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書 |
| 二十四 | 別表十四（四） | 新株予約権に関する明細書 |
| 二十五 | 別表十四（六） | 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書 |
| 二十六 | 別表十六（七） | 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書 |
| 二十七 | 別表十六（九） | 特別償却準備金の損金算入に関する明細書 |
| 二十八 | 別表十七（一）付表 | 国外支配株主等及び特定債券現先取引等に関する明細書 |
| 二十九 | 別表十七（二の二）付表二 | 控除対象受取利子等合計額の計算に関する明細書 |
| 三十 | 別表十七（二の三） | 超過利子額の損金算入に関する明細書 |
| 三十一 | 別表十七（四） | 国外関連者に関する明細書 |

**○国税庁告示第五号**

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件（平成三十年国税庁告示第五号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十五日から適用する。

令和八年三月三十一日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正後欄の傍線を付した部分を追加する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第三項第四号に規定する添付書面等は、同条第一項の申請等（以下「申請等」という。）を行う者が同項の規定により同項に規定する申請書面等記載事項を入力して送信する方法により次に掲げる申請等を行う場合における当該申請等に係る同条第三項に規定する添付書面等とする。<br>［一～三　略］<br>四　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第六条第十四号に規定する防衛特別法人税中間申告書若しくは同条第十五号に規定する防衛特別法人税確定申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書の提出 | ［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | ［一～三　同上］<br>［号を加える。］ |

**○国税庁告示第六号**

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める者を定める件（令和三年国税庁告示第十六号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十五日から適用する。

令和八年三月三十一日

国税庁長官　江島　一彦